

令和3年 第5回

陸別町教育委員会会議録 (公開用)

自 令和3年4月23日

至 令和3年4月23日

陸別町教育委員会

令和３年　第５回　陸別町教育委員会会議録				
招　集　の　場　所	陸別町役場　３階　委員会室			
開　閉　会　日　時 及　び　宣　告	開　会	令和３年４月２３日　午前　９時２９分	教育長	有田　勝彦
	閉　会	令和３年４月２３日　午前１１時２４分	教育長	有田　勝彦
委　員　の　出　席 及　び　欠　席 ○出席を示す ×欠席を示す	教　育　長	有　田　勝　彦	○	出席　４人 欠席　０人
	教育長職務代理者	西　岡　愛　則	○	
	委　　　　　員	小　木　育　子	○	
	委　　　　　員	後　藤　和　美	○	
会議録署名委員	小　木　育　子			
説　明　の　た　め　会 議　に　出　席　し　た 者　の　職　氏　名	次　　　　　長	空井　猛壽	主任主査	大鳥居　仁
	主　　　　　幹	北村　正利		
	所　　　　　長	津幡　恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主　　　　　任	角谷　亮輔		
会　議　に　付 し　た　事　件	議案第９号－陸別町社会教育委員の委嘱について			
	議案第１０号－陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則			
	議案第１１号－陸別町立学校職員ストレスチェック制度実施規程の制定 について			
	議案第１２号－令和３年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について			
	議案第１３号－令和３年度陸別町奨学生の認定について			
	議案第１４号－令和３年度教育費等補正予算案について			
会　議　の　経　過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○有田教育長 ただいまより、令和3年第5回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○有田教育長 本日の会議録署名委員は、小木委員にお願いいたします。

◎事務報告

○有田教育長 事務報告を行います。

事務局から説明をお願いします。

○北村主幹 それでは1ページをごらんください。

事務報告、3月2日からです。第2回目の教育委員会会議以降3回目、4回目と事務報告を行っておりませんでしたので、今回、その分も含めての御報告となっております。

3月2日でございます。第3回の保・小連携連絡会推進会議を委員会室で行っております。

4日は、教育研究所の所員会議最終回でございます。

5日は、教育支援委員会の会議をこの委員会室で行っております。

9日から3月16日まで、議会の3月の定例会が開催されております。

15日が第74回の中学校の卒業式。

それから、18日につきましては、最終回であります陸別町校長教頭会議。

それから、これも最終回であります第3回の陸別町学校運営協議会を開催しております。

19日につきましては、3回目に当たります通学路の安全推進会議です。この通学路の安全推進会議につきましては、概ね5年ごとに行うということで、次回の開催は定例でいけば5年後の令和7年ということになります。

20日につきましては、教育振興賞の表彰式が大会議室で行われております。

23日、陸別小学校の修了式。1年生から5年生まで、これは卒業式の前の日だったのですけれども、分けて行うということで実施しております。

24日につきましては、小学校の第111回の卒業式。それから、陸別中学校の修了式を行っております。

その後、3月25日から4月7日までは春休みということで、小中学生がお休みをして

おります。

26日、教職員の離任式。

それから、4月に入りまして、2日が教職員の着任式。終了後に校長教頭会議の第1回目を開催しております。

8日につきましては、小中学校両方とも入学式となっております。

次のページに行きます。13日飛ばしまして18日ですが、これは日曜日でしたけれども陸別小中学校の参観日が開催されまして、合わせてPTAの総会の開催をされております。

それから昨日ですが、令和3年度の小中一貫の教育推進委員会の総会が行われております。

簡単ですけれども以上です。

○大鳥居主任主査　　続きまして、社会教育のほうに入ります。

3月3日ですけれども、ブックスタート事業の絵本の贈りものを実施しております。こちらは、前の年の1月から12月までの0歳児を対象にして、絵本を2冊お配りするという事業です。対象は11名いらっしゃいまして、そのうち絵本を希望された方が10名いらっしゃいましたので、10名に絵本を贈らせていただいて、読み聞かせには3家庭、3人の0歳児の赤ちゃんとお母さんが参加してくれて、合計6名の方が来ていただきました。

9日ですけれども、ふるさと科、小学校のほうのふるさと科の授業で、中斗満の郷土資料室の見学が入っております。こちらのほうは校長先生も一緒に来ていただきました。

10日ですけれども、中学校のほうの地域学校協働活動ということで、キャリア教育を陸別駐在所の田中所長さんが講師として行っております。

25日ですけれども、第2回の陸別町文化財審査委員会会議を実施しております。

4月に入りまして9日ですが、陸別町社会連携連絡協議会の会議ということで、町長、教育長、次長ほか教育委員会、産業振興課天文台職員が参加しております。

また、ここには載っていないのですけれども、3月31日付けで、皆さんにお配りをしている第9期の陸別町社会教育計画と、第2期の陸別町子ども読書活動推進計画の発行を行っております。

また、社会体育関係につきましては、この期間での事業等はありませんで、目下5月1日の施設オープンに向けて準備を進めているところです。

社会教育、社会体育は以上です。

○空井次長　　それでは、私のほうから今後の予定を説明させていただきます。

5月末日ぐらいまでの主な行事を述べさせていただきます。この間ですね、各種委員会の第1回目の会議、それから、各団体の総会が予定をされているところであります。

5月1日の欄をごらんください。5月1日から5日までのゴールデンウィーク期間中ですね、小中学校等の学校閉庁日ということで設定をしております。

なお、中学校につきましては、部活動の関係もありまして、努力義務ということをお願いをしているところであります。

先ほど、社会体育からもお話がありましたが、5月1日、野外体育施設のオープンに向けて現在準備を進めているところでございます。

5月13日には、陸別町議会の第2回臨時会が開会される予定となっております。のちに議案として提案させていただきますが、教育予算の補正を上程したいと考えているところでございます。

それと、2ページ目の下から2行目、第2回目の校長教頭会議18日となっておりますが、5月17日に変更になりましたので、訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、その下の第1回ことぶき大学につきましては、18日に変更ありません。

令和2年度第2期のことぶき大学スタートの予定でありましたが、コロナの関係もありまして一切授業ができなかったということで、令和3年度仕切り直しということで、新たにスタートをするということになります。

3ページ目をごらんください。

5月27日になりますけれども、令和3年度の全国学力学習状況調査が実施される予定となっております。

5月29日になりますが、中学校の体育祭が予定されております。御来賓の方、御案内あるかというのは、現状でまだ未定ではありますけれども、御案内があった際は、是非足を向けていただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後の予定につきましては以上でございます。

○有田教育長 それでは、事務報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

ちなみに来賓のあるなし別にして、中学校と小学校の運動会については、日程の予定どおり行う予定なのですが、午前中のみで、お昼までで小学校も中学校も終了すると。小学校は、去年も同様に午前中だけでした。中学校は、昨年は平日の午前中に授業的な感じで2時間ほどで終わったのですが、今年は午前中で土曜日日程で予定どおり行うというような状況です。

質疑等は特にございませんか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○有田教育長 それでは、次に報告事項に入ります。

報告事項1、各委員の任命及び委嘱についてから報告事項4、令和2年度から令和3年度学校施設整備関係等の主な事業等まで事務局より一括して報告をお願いいたします。

○空井次長 それでは、議案書4ページ目をごらんください。

まず、はじめに各委員の任命及び委嘱についてであります。まず、①番目、教育研究所

所員の任命でございます。こちらにつきましては、任期満了によりまして、新たに令和3年4月1日から2年間任命をするものであります。メンバーにつきましては、所長に陸別小学校校長の阿部昌己さん。所員として、陸別中学校教頭の遠藤弘隆さん。陸別小学校教諭の藤本江吏子さん。陸別中学校教諭の山田征洋さん。以上の4名を任命しているところでございます。

続きまして、②番目の学校運営協議会委員の任命でございます。こちらにつきましては、1年任期ということで、毎年度任命をさせていただいております。お名前の御紹介は省略いたしますが、新任者として陸別小学校長の阿部昌己さんです。それから、陸別小学校PTA、陸別中学校PTAから、多胡さん、請川さんが推薦をされておりましたので、こちらを任命させていただいております。

あと、久保さんから古田さんまでは再任とさせていただいております。

最後に、陸別小中学校の小中一貫コーディネーターの方にも入っていただいております。藤本先生、餌取先生がそれぞれの学校の小中一貫教育コーディネーターになっておりますので、こちらの方を任命させていただいております。

以上、10名の方を今年度の学校運営協議会委員ということで任命をしております。

任期につきましては、4月20日から令和4年の3月31日、4月20日、ちょっと中途半端な時期になっていますが、小中学校のPTAの総会が18日日曜日に行われておまして、そこで役員さんが決定ということで、学校運営協議会の任命につきましては、4月20日としております。

続きまして、3番目の陸別町立学校医（学校薬剤師）の委嘱であります。これにつきましては、2月5日に開催いたしました第1回目の教育委員会会議で関係条例の改正について御審議をいただいたところでもありますけれども、今回、学校薬剤師として、日向美紀枝さんをお願いをし、御快諾いただきましたので4月1日付けで委嘱をしたところでございます。

続きまして5ページ目をごらんください。

教育支援委員会委員の委嘱であります。こちらにつきましては、教職員の人事異動に伴いまして、前任者の残任期間の委嘱をするというものでございます。

まずは、教育関係者の職員ということで、濱田校長先生に変わりました陸別小学校の阿部昌己校長をお願いをしております。同じく、中学校の松本教頭にも委員をお願いしておりましたが、今回異動となりましたので、中学校教頭に着任されました遠藤弘隆先生をお願いをしております。

任期につきましては、前任者の残任期間ということで、今年度の4月1日から来年3月31日までの1年間となっております。

続きまして⑤番目、給食センター運営委員の委嘱でございます。こちらにつきましても、教職員の人事異動に伴いまして、前任者の残任期間を委嘱するというものであります。

まず、陸別中学校濱田校長先生が異動になりましたので、新たに着任された陸別小学校校長の阿部昌己さんを委嘱、それから陸別中学校の森養護教諭が異動となりましたので、新たに着任されました小笠原萌養護教諭を委嘱したところでございます。

こちらの委員につきましても、前任者の残任期間ということで、令和3年4月1日から6月30日までの3か月間となります。

それでは、続きまして（2）番目、（3）番目の各種計画の策定についてでございます。

本日、お手元に二つの計画、お配りをしております。先ほど大鳥居主任主査からも説明ありましたけれども、令和3年3月31日付で策定をしております。お持ち帰りになって、後ほど御確認をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続けて議案の6ページ目をお開きください。

令和2年度から今年度にかけて学校施設関係の主な事業ということで、振り返りと今後ということで改めて掲載をさせていただいたものでございます。

まず、①番目のGIGAスクール構想関係につきましましては、このあと、教育長の業務報告の中で詳しい説明がありますので、ここでは説明を省略させていただきます。

6ページ目の下段です。新型コロナウイルス感染症対策関係であります。これまで教育委員の皆さんにも補正予算等の審議をいただいたものをまとめたものでございます。まず、6ページ下段の一つ目、学校に換気用の網戸、小中学校にそれぞれ設置を完了しております。これは春のうちに早期に実施することができました。

続いて、7ページ目をごらんください。空調設備の設置ということで、小中学校にそれぞれ普通教室にエアコンを設置させていただいたものでございます。

それから、三つめのデジタルサイネージ、サーマルカメラの購入ということで、小中学校にそれぞれ児童生徒用1台、それから教職員用に1台ということで、2月の末には配備をすることができました。なお、教職員用のサーマルカメラにつきましましては、出退勤機能が付いておりまして、それとペーパーも併用して現在運用をしているところでございます。

それから4番目、備品・消耗品購入関係であります。小中学校とも、ここに記載の非接触型体温計等をそれぞれ購入させていただいております。

それから5番目の備品・消耗品関係であります。これにつきましましては令和2年度に予算措置をしまして、令和3年度で予算実行するという中身のものでありまして、小中学校ともに、ここに記載のと通りの消耗品等を購入することで現在進めております。なお、小中学校とも二酸化炭素測定器につきましましては、4月早々購入することができましたので、すでに学校に配置をして御利用をいただいているところでございます。

中学校につきましましては、多分夏休みの工事になるかと思いますが、今、普通教室に換気扇が付いていないということもありまして、換気の観点から新たに熱交換式の換気扇を今年度設置しようと考えております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策関係につきましましては、金額の総額で申し上げます

と、令和２年度においては約３,９００万円の予算を執行しております。今年度実施分としては、約３００万円ありますので、令和２年度から３年度にかけての学校に関する感染症対策については、約４,２００万円の予算を投じているところでございます。

ここに掲載ありませんが、そのほか社会教育関係ですね、公民館並びに学童保育所に関しても感染症対策を施しております。公民館につきましては、網戸の設置、それから張り替えということで２３か所実施をしたところであります。合わせまして公民館につきましては、図書の除菌機を１台購入しております。また、サーマルカメラも１台購入しております。３月には納品となっております。

それと合わせまして、学童保育所であります。令和２年度当初予算で夏の暑さ対策ということで、エアコンの設置、皆さんの御了解いただいて設置を完了したところでありますが、結果的にはコロナ対策にも寄与したということで御報告をさせていただきたいと存じます。

８ページ目をお開きください。こちらにつきましては、町内の団体企業さん、ほかから学校に対しまして各種御寄付をいただいたものを一覧としておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告事項の１番目から４番目につきましては、以上でございます。

○有田教育長 ただいまの報告事項１から４について、御意見、御質問等を受けたいと思います。何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長 よろしいですか。それでは、次に報告事項５、教育長業務報告について、私のほうから御報告をいたします。別冊の教育長業務報告をごらんください。

（別冊「教育長業務報告」について教育長より報告）

◎議案審議

○有田教育長 それでは議事に入ります。

議案第９号、陸別町社会教育委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第９号、陸別町社会教育委員の委嘱についてであります。現委員のうち１名が欠員となりましたので、社会教育法第１５条の規定により、次の者を陸別町社会教育委員に委嘱しようとするものでございます。

住所、東１条２区。阿部昌己氏であります。生年月日、昭和４６年７月２６日生まれ、新任でございます。こちらの委員につきましては、先ほど報告でもさせていただきましたけれども、教職員の人事異動に伴いまして、今回着任されました陸別小学校校長の阿部昌己氏を委嘱しようとするものでございます。なお、任期につきましては、前任者の残任期

間となりますので、令和３年４月１日から９月３０日までの半年間ということになります。

なお、関係する法律や条例につきましては、議案書１０ページ、１１ページ目に掲載しておりますので、御確認をよろしくお願いいたしますと思います。

以上、簡単ではありますが、議案第９号の説明とさせていただきます。以降、質問によってお答えをいたしますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長 議案第９号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長 議案第９号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長 異議なしと認め、議案第９号は原案のとおり決定しました。

次に議案第１０号、陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第１０号、陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則でありますけれども、北海道立学校職員服務規程の一部改正等に伴いまして所用の改正を行おうとするものでございます。

なお、改正する中身につきましては、新旧対照表を用いて御説明をさせていただきたいと思いますので、１４ページ目をお開きいただきたいと思います。この新旧対照表につきましては、右の欄が現行の規則、左側が新とあるところが、今回改正しようとする中身を掲載しているものであります。

まず、第８条の３、学校評議員の条でありますけれども、現行校長は委員会の承認を得て学校評議員を置くことができるという規定になっております。皆さん御承知のとおり、小中一貫教育に伴いまして、学校運営協議会という新たな組織を立ち上げておりまして、現状この学校運営協議会が立ち上がったあと、学校評議員は置かないこととしたということの取り扱いを現在しているところでございます。法律的には、学校評議員と学校運営協議会をどちらも置くことが、実は法律的にはできることになっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、当町の場合は、学校運営協議会を置いた場合は、学校評議員を置かないということにしておりましたので、それを今回、この管理規則の改正によりまして、明文化をしたところでございます。中身につきましては、下線で記載のとおりでありますけれども、学校運営協議会規則に基づく協議会が設置される場合を除き、学校評議員を置くことができるということで、両方を置けないと、現行の運用どおり、学校運営協議会を置いた場合は、学校評議員は置きませんというような中身を明文化させていただいたものでございます。

続きまして、第１３条、職員の校外勤務に関する条であります。現行は、校外勤務の命令は、外勤簿をもって行うということを規定しておりますが、平成３０年４月１日から北

海道立学校職員服務規程が改正になりまして、口頭で行うということで、外勤簿が廃止された経過があります。今回、教職員の人事異動によりまして、芽室中学校から陸別小学校に転勤された阿部校長から、道立学校で廃止されているので、陸別町で外勤簿があるのであれば、この際、道立学校に合わせたらどうだというような御提案もありまして、今回、道立学校に合わせた形で外勤簿をもって行くとされているところを、口頭により行うというものの改正とさせていただいたものでございます。

続きまして、第14条の休暇であります。こちらにつきましては、文言整理としております。右側の旧の欄、しなければならないとなっておりますが、この句点、必要がありませんので、これを削除するものであります。14ページ下段の第17条有給欠勤の条がありますが、これにつきましても文言整理でありまして、平仮名でうけてとあるところ漢字で受けてに改めようとするものであります。

続きまして、15ページ目をごらんください。第19条の出勤簿の押印等の条であります。こちらにつきましても、道立学校の規則が改正されたことによりまして、当町の規則も改正しようとするものであります。現行、所定の時刻までに出勤しとありますけれども、道立学校に合わせる形で出勤したときは、に改めるものであります。

続きまして、第20条職務専念義務の免除に関する条であります。現行の規則でいきますと、陸別町の条例を引用して掲載をしておりますが、それに合わせまして、プラスアルファという形で、北海道職員の職務に専念する義務の特例条例、こちらも含わせて引用をさせていただこうとするものであります。これにつきましては、学校教職員については、北海道教育委員会から辞令を受けている道職員であるということを鑑みまして、道の関連する規定を今回盛り込もうとするものでございます。

続きまして、第22条営利企業等の従事に関する条例であります。現行の規則につきましては、地方公務員法第38条の規定を引用しておるところでございますけれども、これも先ほどの第20条同様、教職員につきましては、道費職員であるところから北海道人事委員会規則、こちらを引用させていただくということで、規定をするものでございます。

22条第1項であります。非常勤職員云々で第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除くを除くであります。こちらにつきましては、対象となる営利企業等の従事についての対象となる職員を規定しておりますが、これに関しては、いわゆるフルタイム勤務の教職員を対象としておりまして、時間雇用の教職員、当町の場合はいらっしゃいませんけれども、短時間雇用の職員の方には適応しませんというような中身でございます。

中段の職員の営利企業等に従事に関する規則、こちらは、人事委員会の北海道人事委員会規則を準用しようとするもの、地方公務員法38条を削除して、北海道人事委員会規則を組み入れるものでございます。

それから第22条の第2項になりますが、ただし書きを加えております。こちらにつき

ましては、基本的には営利企業等に従事する場合の許可については、教育長が行うということになっておりますけれども、北海道の人事委員規則によりますと、所属職員の営利企業等の従事等のうち、幼児や児童、生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体が運営主体となって実施する進学講習等の報酬等の従業に従事することの許可については、校長が行うという北海道の規定にもありますので、こちらを当町の場合も準用をさせていただくという中身に改正をしたいと考えているところでございます。

続きまして、第２３条教育に関する兼職等の条でございます。こちらにつきましても道立学校の規則の例にならしまして、ただし書きを加えております。兼職に関する承認は、基本的には教育長が行うこととされておりますけれども、ただし書きでは、兼職等のうち、町の審議会等で教育に関する事項を所掌するものの委員の職を兼ねることの承認は、教育長ではなく校長が行うという中身であります。具体的に町の審議会と申し上げますと、当町の場合でいきますと、スポーツ推進委員に学校の先生になっていただいておりますので、こちらについての承認は、校長が行うというような規定に改正しようとするものでございます。

続いて、第２４条の証人鑑定人等としての出頭に関する届出の条であります。現行、右側をごらんいただきたいと思います。証人、鑑定人、参考人等、以下本条において証人等というということで、証人から参考人までを証人等ということとまとめておりますが、実は、この規則に関しましては、これ以降、証人、鑑定人、参考人等が出てきませんので、この以下本条において、この部分を今回削除しようとするものでございます。

続きまして、議案書１６ページ目をお開きください。

第２７条の旅行命令に関する条でございます。現状の旅行命令につきましては、校長の旅行については、あらかじめ教育長の承認を受けなければならないということになっておりますが、実際のところ、日帰りの出張等については、教育長の承認をあらかじめ受けずに行っている部分もありますことから、他町の規則も参照しつつ、今回、校長の７日以上、道外への旅行についてはということで、７日以上、旅行及び道外の旅行に限定して、教育長の承認を受けるということの改正としたいと考えているものでございます。あと、あらかじめの部分につきましては、あらかじめの前に句点を挿入、それからうけなければならないの受けるを漢字に修正する文言整理となっております。

以下、第３４条、３５条、４７条、４８条につきましては、それぞれ文言整理を行ったものでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

それと別表の第２にあります１６ページの下段一番下になりますけれども、先ほど第１３条の改正におきまして、外勤簿を使用せず、口頭により行うという改正をしますことから、第２から外勤簿を削除するという中身でございます。

それから、議案書の１２ページ目にお戻りください。本規則の改正に関する附則でございます。この規則は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用しようとするもの

でございます。なお、議案の本文につきましては、新旧対照表を用いて御説明をさせていただきましたので、説明のほうは省略をさせていただきますので、御了承をいただきたいと思います。

以上、議案第10号の御説明とさせていただきます。以降、御質問によって、お答えをいたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長 それでは、議案第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長 議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第11号、陸別町立学校職員ストレスチェック制度実施規程の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第11号、陸別町立学校職員ストレスチェック制度実施規程の制定についてであります。労働安全衛生法第66条の10の規定に基づきまして、陸別町立学校教職員に対するストレスチェック制度を導入するため、次のとおり制定するというものでございます。

それでは、まず、議案書の24ページ目をお開きください。こちらにつきましては、ストレスチェックとはということで、一連の流れが厚生労働省のほうから、一般的に示されているものを掲載させていただいております。これを用いまして、ストレスチェックとはというところを、まず御説明をさせていただきたいと思います。

このストレスチェックにつきましては、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を図ることが主たる目的となっているものであります。

本来であれば、常時50人以上の労働者を使用する事業場においてストレスチェックが義務付けされているところでもありますけれども、50人未満の事業所につきましては、当面の間、努力義務ということで、義務化はされておられませんけれども、今回、学校職場も含めてそうなんですが、メンタルヘルスの部分で不調を訴える教職員等も出て参りましたので、北海道教育委員会からもストレスチェックの導入について検討されたいという旨の通知もあることから、今回、ストレスチェックの規程を設けさせていただこうとするものであります。

このフロー図を用いて、ストレスチェックについて簡単に御説明をしたいと思います。まず、実施前の部分ですが、事業者つまり教育委員会による方針の表明、それから、衛生委員会で調査審議がありますが、50人以上の事業場で衛生委員会というのが設けられていることになっておりますので、学校の場合は、50人未満ということで衛生委員会とい

うのは設けておりませんが、そこでもまれるべき、その下にあります目的の周知方法から不利益な取り扱いに防止といった中身を今回網羅した規定を設けるということで、今回の御提案の規程につきましては、この実施前に約束ごとを盛り込んだものとなっております。

この規程が議決されましたあとにつきましては、労働者に説明・情報提供ということで、ストレスチェックについての御説明する周知期間を設け、そのあと、実際のストレスチェックを行うわけですが、このストレスチェックにつきましては、医師、保健師等とここにありますが、当町の場合は、医師にお願いをしようと考えております。

なお、その下の丸のところに産業医が実施者となることが望ましいと書かれておりますことから、今回のこのストレスチェックを実施していただく医師につきましては、足寄町の国保病院の産業医である医師にお願いをしようと考えているところでございます。

なお、足寄町の国保病院とは、あらかじめ事務方とはすり合わせをさせていただいて、当初予算は、昨年の12月段階になりますけれども、足寄町国保病院の事務方からは、お受けをいたしますというような御回答いただいております。今後、具体的な委託業務のお願いを事務的にはこの規程が議決されましたあとに着手をしていきたいと考えております。

ストレスチェックにつきましては、産業医が行うということで、実際に実施をすることになります。実施者につきましては、あくまでも産業医である医師が行うこととされておりまして、医師から調査票が配布され、それに教職員が回答することになります。実際に、教職員の皆さんに回答していただく設問なのですが、皆さんに1枚物で職業性ストレスチェック簡易調査票（57項目）というのが、1枚ペラで配布をさせていただいております。教職員の方にお答えいただく設問が、これらの57項目になります。時間的には5分程度で回答できる内容で、選択式の設問となっております。この設問について若干説明しますとAのあなたの仕事についてという部分は、仕事に対するストレス度を測るもの。Bの最近1か月間のというのは、心身のストレスに関するチェック項目。裏面のCあなたの周りの方々というのは、周囲のサポートに関するストレス度を確認する設問となっております。

議案書24ページ目に戻っていただきまして、中段にあります結果の事業者への通知に同意の有無の確認とあります。基本的には、医師たる産業医が実施するものでありまして、教職員の同意があったものについてのみ、教育委員会に情報提供がされるという制度設計となります。ですので、先ほど説明しました57項目に御回答をいただいて、その結果を教職員に通知をした際に、この結果を教育委員会に提供してもよろしいでしょうかということで、1枚通知をさせていただいて、同意をいただけた教職員については、ペーパーで回答をしていただくと、同意書をいただくということにしており、同意のいただけた方については、教育委員会の結果が産業医から提供されるという中身になります。

下段の若干薄い水色の四角で囲まれたところが、ストレスチェックの結果、高ストレス

者として結果が出た方に対する措置であります。実施者が高ストレスと判定した教職員については、医師との面接が必要であると判断されることから、面接指導の申出を行うよう実施者である産業医は、対象となる教職員に対して勧奨をします。それを受けて、労働者と書いてありますが、教職員と読み換えていただきまして、希望する方のみになりますけれども、教職員から面接指導の希望の申出をいただきます。それをいただいたあと、30日間の期間以内に医師との面接指導、これは教育委員会が調整を行うということになりますが、面接指導の実施まで行う、連絡調整を事務局職員が行うという中身になります。医師の面接指導の結果、専門医への受診が必要という場合は、面接を行った医師から教職員に対して専門家への受診が勧奨されたりします。これにつきましては、今回のストレスチェックとはちょっと別なもので、この規程の中には、この紹介という部分は盛り込んでありません。面接指導が実施されまして、医師から今度は事務を実際、執り行うものとなるのが、教育委員会の事務局職員になりますけれども、面接を行った結果を面接の日から30日以内に医師から意見書という形で様式がありますので、そちらのほうで報告をいただくと、その報告書に記載されている医師の意見に基づいて、就業上の措置、改善、学校環境の改善等の必要性が生じた場合は、その医師の意見に基づいて、学校環境の改善を行うというところまでが、今回の提案のストレスチェック規定の内容、流れとなります。

具体的な規程の中身につきましては、19ページから記載をしております。これにつきましても、今ストレスチェック全体の御説明をさせていただきましたので、かいつまんで御説明をしたいと思います。実施規程の第2条であります。適用の範囲とあります。今回のこの規程につきましては、陸別町立学校に所属する全ての道費職員、つまり教職員に適用をしたいと考えておりますが、ただし書きとして教育委員会が特に必要と認めるときは会計年度任用職員、こちらにつきましては、町で雇用している学習支援員ですとか、特別支援補助員も必要と認めるときは、適用することができるということで、学校に勤務する全ての方を対象とすることができるような規定のつくりとさせていただいております。

それから、第3条であります。冒頭ストレスチェックとはということで御説明させていただきましたが、第3条の第1号に(1)のところですね、この制度については教職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的としておりまして、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的とはしていないという大前提に立った上での規程となっております。

それから、これからは実際のストレスチェックの動きになりますけれども、第4条ストレスチェック制度担当者であります。これにつきましては、毎年度ストレスチェックを実施するに当たって、計画を策定、それからスムーズな事務の進め方を全体的に統括するものを制度担当者としておくこととしております。この制度担当者につきましては、教育委員会の次長が担うということで規定をさせていただいております。

第5条では、ストレスチェックの実施者ということで、先ほど御説明しましたが、産業医ということの規定としております。先ほど申し上げましたが、足寄町の国保病院の医師にお願いをするということで考えているところでございます。

第6条になりますが、こちらにつきましては、実務を行う担当者を指定しております。このストレスチェックの実施事務に従事するものとしては、教育委員会事務局の管理担当職員に担当をさせるということで規定を設けております。管理担当の職員が事務処理を行いますが、全て実施者である産業医の指示に基づいて事務を取り扱うというのが大前提となります。

次の第7条であります。ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された方への面接指導に関しては、産業医が実施するという事で、現在の想定としては、ストレスチェックの実施者であります足寄町国保病院の医師に面接をお願いしたいと考えているところでございます。

第8条の実施回数であります。年1回以上実施するという事で規定をさせていただいております。

続きまして、20ページ目をお開きください。第9条には、対象者ということで、規定をしております。第2条の適用範囲と重なる部分がありますけれども、全ての教職員を対象にストレスチェックを実施するという事で規定をしております。

第9条の第3項、なお、ストレスチェックは期間を決めて行いますけれども、その期間中、1か月以上休職とされている教職員については、ストレスチェックの対象にはしないということで規定を設けております。

それから、第10条の受検の方法でございます。教職員は、期間中にストレスチェックを受けるように努めなければならないということで、こちらにつきましては、絶対実施をしろというような命令はできない中身になりますので、あくまでも努力義務ということでの規定としております。

それから、続いて第11条の調査票及び方法であります。先ほど、1枚ものの簡易調査票をごらんいただきましたが、これを用いてストレスチェックを行うということにしております。

第1項については、その方法でありますけれども、校内LANもしくは紙媒体で行うということで、現在考えておるところでございます。厚生労働省からは、パソコン上でこの回答ができるシステムを無償で配布しております。学校現場において、陸別小中学校でそのシステムが技術的に使用できるかどうかというのは、これから検証しなければならないのですが、基本的にはペーパーは用いずにパソコンから回答すると、その集計についてもパソコン上でできるシステムになっているので、可能であれば学校のLANを活用して、運用していきたいと現時点で考えているところでございます。

第12条でありますけれども、個人結果の評価につきましては、国から制度実施マニユ

アルが示されておりますので、そこに掲載されている素点換算表を用いて評価を行うということとさせていただきます。

第2項第12条の第2項になりますが、高ストレス者の選定、これは医師との面接が必要と判断される教職員の判断基準であります。これにつきましても国からマニュアルの中で、ここに（１）、（２）に書いてあるとおりの点数以上であるものを高ストレス者として選定をするという規定としております。

第13条になりますが、ストレスチェックの結果の通知方法であります。結果の通知につきましても、メールであったり校内LANを使ってということも可能なのですけれども、やはり、個人情報保護の観点から、今回この規程では、そのストレスチェックの結果を封筒に封入をし、紙で各教職員にお返しするというように考えております。

その下、第15条の規定であります。ストレスチェックとはということでも説明しましたが、教育委員会の結果提供に関する同意の取得方法を定めております。先ほど御説明したとおり、ストレスチェックの結果の通知の際に、教育委員会への結果通知の同意書を同封しまして、それを提出していただいた方についてのストレスチェックの結果を教育委員会で入手するという規定を設けております。

続きまして、21ページ目をごらんください。

第16条であります。このストレスチェックの検査を受けるのは、業務時間ということで、あくまでも勤務の一環として、このストレスチェックを受けていただくということの規定を設けております。

第17条につきましては、高ストレスの結果、医師との面接指導が必要な場合の手続きについて記載をしております。高ストレスと判定された職員につきましては、結果の通知を受けてから30日以内に教育委員会に対して医師の面談を受けたいという旨の申出書を提出していただきます。なお、第2項にありますけれども、結果通知から30日以内に高ストレスと判定された教職員から申し出をいただくこととなりますが、30日以内が近づいても、その医師との面接指導の申し出がない教職員に関しましては、実施事務従事者であります管理担当のほうから面接の申し出をするよう勧奨をさせていただくこととしております。

第18条になりますが、実際に面接指導の実施方法についての規定をしております。面接指導の申し出があった教職員から申出書が出された場合につきましては、その申し出があった日から30日以内に面接指導の日を定め、面接を行うということの規定を設けております。

第18条第2項については、面接指導を受ける教職員について、学校長は指定された日に面接指導を受けることができるように配慮しなければならないということでもあります。学校長の協力もここで求めるということでもあります。

第19条の医師の意見聴取等の方法であります。これにつきましても、ストレスチェッ

クとはということで御説明しましたが、面接指導を行っていただいた30日以内に教育委員会のほうにその結果、意見等をいただくという規定としております。

第20条でありますけれども、この医師の面接結果の意見を踏まえた措置の実施方法を掲載しております。医師からの意見の結果、何らかの就業上の措置を講じなければならないというような意見が寄せられた場合について、学校において、その措置を講じる場合は第2項の規定にありますとおり、教育委員会の事務局職員、それから面接指導を行った産業医、それから学校長が同席の上、該当する教職員に対して、就業上の措置についての内容説明を行うという規定を設けておりまして、それぞれの立場のものが同じ目的を持って就業上の措置を行うということでの規定となっており、該当となる教職員につきましては、その措置に従わなければならないという規定としております。

流れが前後になりますが、面接指導を受けることについての業務として行うということで勤務時間内に実施をするという規定を設けております。

第22条から24条につきましては、個人のストレスチェックを行った結果、集団、つまり学校単位で、どのような回答の傾向があったかということは個人を特定しない内容で実施者であります産業医から教育委員会並びに学校に対して結果が報告される予定となっております。これにつきましては、個人が特定されませんので、受検された本人の承諾は必要ない内容で提供をいただく規定を設けております。

22ページ目をお開きください。

第24条第2項になりますけれども、教育委員会はこの集団、学校ごとに集計された結果に基づきまして、必要があれば職場環境の改善するための措置を実施するという規定を設けております。

それから、第25条には、保存担当者、記録の保存については、実施事務従事者であります教育委員会管理担当でストレスチェックの結果は保存をさせていただきます。保存期間は5年としております。なお、その保存に当たっては、第三者に閲覧されることのないよう個人情報保護の徹底をさせていただくという中身としております。

それから、第29条になりますが、ストレスチェック結果の共有範囲ということで、規定を設けております。まず、29条ストレスチェックの結果につきましては、これまでも御説明したとおり、管理担当内のみで保有し、ほかの職員には提供しないということで、我々も拝見することができない仕組みとなっております。

それから、第30条であります。こちらにつきましても、医師の面接結果の保存方法についてでありますけれども、これにつきましても管理担当内のみで保有をすることになります。先ほど、第20条のところ、就業上の措置が必要と判断される場合もありますので、その場合に限って、職務遂行上、必要な情報に限定して教職員の所属する学校長にも提供することができるということで、面接結果につきましては、限定して適用ができる旨の規定を設けております。

それから、集団ごとの分析結果であります。これは先ほども説明しましたが、学校ごとに回答内容の個人が特定されない情報についてでありますけども、学校長に提供するというところで規定を設けております。

それから、このストレスチェックに関しましては、情報公開を求めることができますし、苦情の申し立てもできますので、第33条、第34条に規定を設けておるところでございます。

それから、最後になりますが、教育委員会が行わない行為ということで、第36条各号に記載をしておりますが、このストレスチェックを受けないことによつての教職員に対する不利益ですとか、ストレスチェックの結果、高ストレスであったことを理由に不利益となる取扱いをしないでありますとか、そういった教育委員会として、このチェックを行うことによつて、教職員に不利益となることは行わない旨の規定を第36条に設けておるところでございます。

以上が大変雑ばくで申しわけありませんが、ストレスチェック実施規程の内容、条文となります。なお、この規程につきましては、一定程度周知期間ですとか、あと病院等との委託契約等の準備行為もありますので、実際の施行に関しましては、令和3年6月1日を予定するという中で規定をさせていただいております。

説明が長くなり大変申しわけありませんが、以上で議案第11号の御説明とさせていただきます。以降、御質問によつてお答えをいたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○有田教育長 それでは、議案第11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

○西岡委員 こういうのは、今まで1回もやったことないの。

○空井次長 学校としてはやったことないですね。我々、町職員については、努力実施義務がありますので、実はすでに行っています。今回この規程を作るに当たっても、町にも同様の規定がありますので、そちらを参考にしつつ作成をさせていただきました。なお、町職員についても足寄国保病院のお医者さんにストレスチェックの実施者となっていておりますので、そちらも参考にしながら教職員に対する運用をしていきたいと考えているところです。

○有田教育長 ほかがございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長 それでは、議案第11号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長 異議なしと認め、議案第11号は、原案のとおり決定しました。

次の議案ですが、議案審議の前に議案第12号及び議案第13号については、公開する

ことにより個人の権利を侵害するおそれのある事項、議案第14号については、教育事務に関する議会の議案について町長に意見の申出に関する事項でありますので、陸別町教育委員会会議規則第7条の2第1項第1号及び第4号の規定により非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認め非公開といたします。

(以下、非公開)

○有田教育長 これより会議を公開いたします。

◎その他の事項

○有田教育長 次に、その他に入ります。教育委員の皆さんのほうから、その他何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 よろしいですか。事務局のほうはありますか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○有田教育長 それでは、皆さんないようでありましたので、以上をもちまして、令和3年第5回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時24分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 小 木 育 子

会議録作成職員 角 谷 亮 輔